

小浜市地域防災計画（原子力災害編）の改訂（案）に対するパブリックコメントの結果について

1. 実施期間 平成26年3月7日（金）～3月27日（木）
2. 募集方法 ・ホームページの掲載 ・生活安全課、市民協働課、市民サービスコーナー、各公民館窓口による閲覧
3. 寄せられた意見

番号	意見	回答
1	膨大なもので、読みきれませんでした。 今後の要望をします。 ○このことを周知徹底するために説明会を開いて下さい。 各小学校区毎くらいの規模で。 ○机上の計画にプラスして全員参加の避難訓練をしてください。 ○一般災害も同様の避難訓練が必要と思います。各集落単位で、災害の専門家を招いて学習会をもち、全員の訓練を実施してください。 ○今回のパブリックコメントを募集していることをチャンネルOで知らせていただけとお聞きしました。これだけですと多くの市民に知らせたことにはならないと思います。市の広報なり、もっと広範囲に知らせるようにしてください。	○今後、避難計画等を作成し、市民の皆さまへ周知していきたい。 ○県の訓練にあわせて、市民参加の訓練を実施していきたい。 ○各自主防災組織等で訓練の実施をお願いしており、未結成の区については結成をお願いしているところである。 ○今後、パブリックコメントの実施の広報について検討していきたい。
2	避難計画自体問題ありすぎで、とてもコメント出来る気になりません、若狭湾から核燃料をすべて抜き去れる方法を探るのが現実的なのでは？	今回、改訂を行うのは、「小浜市地域防災計画」であり、「避難計画」については、今後、策定していきたい。 また、原子力発電を含め、エネルギー政策は国の責任において決定されるべき事項であると認識している。
3	目次第3編第2章第3節の「原子力防災専門官との連携」を「原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携」に修正してはどうか。	「原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携」に修正します。
4	P7「この段階では、市および県はPAZ内において、…」 P24第4「市は…」、(3)「また、市は、…」を「小浜市」に統一してはどうか。	「小浜市」に統一します。
5	P22の防災対策図を県の防災対策図と合わせればよいのでは。	県の図と統一します。
6	P23の前の目次の「原子力防災専門官との連携」を「原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携」に修正してはどうか。	「原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携」に修正します。

7	P26第5(1)の4行目「特定事象発生時には…」を「施設敷地緊急事態発生時には…」に変更してはどうか。	「施設敷地緊急事態発生時には…」に修正します。
8	P26第5(2)イの「避難誘導用・移送用資機材」を「避難誘導用、移送用資機材」に変更してはどうか。	「避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等…」に修正します。
9	P35第3(1)ア(イ)の「防災対策…」を「防護対策…」に変更してはどうか。	「防護対策…」に修正します。
10	P60「別図1(本節第2(6)関係)」は「別図1(本節第2(7)関係)」ではないか。	「別図1(本節第3(7)関係)」に修正します。
11	P65「別表1動員配備基準」を県の地域防災計画にあわせてはどうか。	県の配備基準を基に小浜市の地震における配備基準にあわせて示しています。
12	P65「施設敷地緊急事態(第2段階)の配備基準の(1)施設敷地緊急事態(特定事象)が発生したときの(特定事象)はいらぬのではないか。	「(特定事象)」は削除します。
13	P76第3節「緊急時モニタリングの実施」は「緊急時モニタリングの協力」ではないか。 第3はいらぬのではないか。	緊急時モニタリングは、避難等において重要な項目であるため、国、県が実施することではあるが、記載しております。
14	P87(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の「避難対象区域を含む小浜市は、…」の「避難対象区域を含む」はいらぬのでは。	「避難対象区域を含む」は削除します。
15	3月24日に改定された「福井県原子力防災計画」との整合性は。	県の改定にあわせて、緊急時活動レベルを炉型ごとに詳細に設定、災害時要援護者を要配慮者に修正、施設敷地緊急事態に避難が必要となる災害時要援護者を施設敷地緊急事態要避難者に修正、情報収集事態の設定など修正します。

